

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 特定電子メールの定義について、送信者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールとすること。
(第二条第二号関係)

二 送信者は、あらかじめ特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は電子メールの送信を委託した者(以下「送信委託者」という。)に対して通知した者等以外の者に対して、特定電子メールの送信をしてはならないこととすること。
(第三条関係)

三 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、送信者の氏名又は名称等を表示しなければならないこととすること。
(第四条関係)

四 措置命令について所要の規定の整備をすること。
(第七条関係)

五 電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障を防止するために必要な範囲内において、当該支障を生じさせ

るおそれのある電子メールの送信をする者に対し、電子メール通信役務の提供を拒むことができることとする。

(第十一条関係)

六 送信委託者を報告徴収及び立入検査の対象として追加すること。

(第二十八条関係)

七 電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号を使用する権利を付与したことから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとする。

(第二十九条関係)

八 この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務(この法律に規定する職務に相当するものに限る。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。

(第三十条関係)

九 罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

この法律の施行期日、経過措置等について定めるものとする。